

建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の 入札契約制度の統一運用に向けた準備状況について

1 趣旨

水道企業団では、令和5年度の事業開始以降、暫定的に、本部及び事務所ごとに従前の県又は各市町の入札契約制度に準拠し、建設工事や設計業務などを実施しているが、令和8年4月から統一制度による運用を開始することとしており、その準備状況について報告する。

2 統一運用に向けた準備状況

(1) 入札契約制度に係る説明会の開催

昨年度、①及び②のとおり、建設業者及び建設コンサルタントを対象とした説明会を開催したうえで、入札契約制度（案）を成案とした。

このたび、令和7年11月に実施する入札参加資格審査申請受付の申請方法を含め、水道企業団の制度について周知を図るため、③のとおり、建設業者等を対象とした説明会を実施した。

① 制度（素案）説明会

開催日	令和6年9月11日（水）～令和6年10月9日（水）
開催場所	各事務所管内の全15会場（一部WEB配信併用） （建設コンサルタントを対象とした説明会は、広島、竹原、三原、三次、東広島、廿日市、世羅の7会場）
主な説明内容	○ 入札契約制度（素案）について ・ 入札参加資格 ・ 入札方式 ・ ダンピング対策 など

② 制度（案）説明会

開催日	令和7年3月10日（月）～令和7年3月26日（水）
開催場所	各事務所管内の全15会場（一部WEB配信併用） （建設コンサルタントを対象とした説明会は、広島、三原、三次の3会場）
主な説明内容	○ 入札契約制度（素案）からの具体化した事項及び変更点

③ 制度説明会

開催日	令和7年9月24日（水）～令和7年10月17日（金）
開催場所	各事務所管内の全15会場（一部WEB配信併用） （建設コンサルタントを対象とした説明会は、広島、三原、三次の3会場）
主な説明内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和8年度入札参加資格審査申請について <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札参加資格審査の申請方法、申請期間、申請要件など ○ 主な制度内容について <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の制度改正を踏まえた修正内容など

(2) 入札参加資格審査申請方法の決定、公表

令和8年度の水道企業団の入札参加資格審査申請については、水道企業団のホームページに掲載する申請フォームにより行うこととし、令和7年8月に水道企業団のホームページで公表した。（申請受付期間：令和7年11月4日（火）～令和7年11月28日（金））

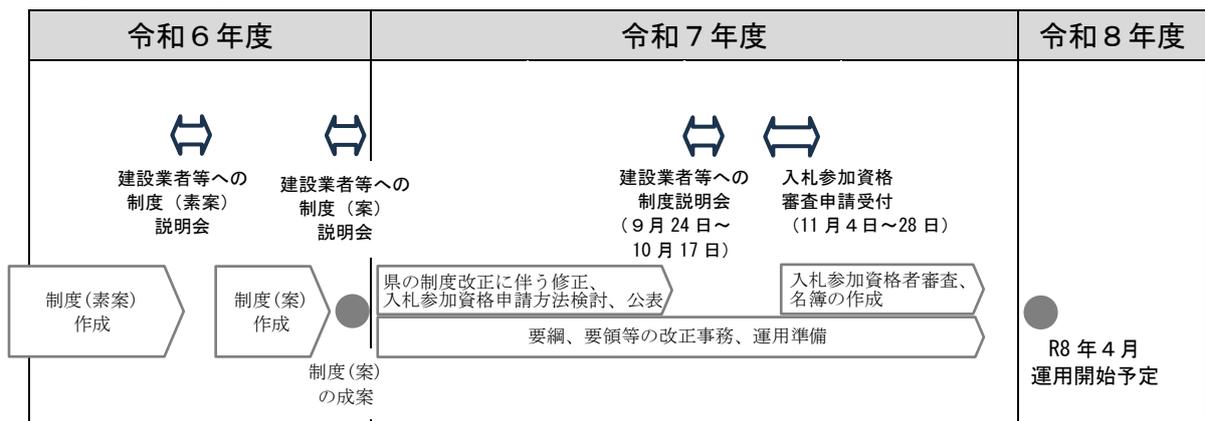
(3) 入札参加資格審査申請受付

令和7年11月4日（火）から受付中

3 今後の進め方

引き続き、要綱、要領等の改正事務を行うとともに、入札参加資格審査、入札参加資格者名簿作成等、令和8年4月の統一運用開始に向けて着実に準備を進めていく。

【スケジュール】



水道企業団の入札契約制度の概要

1 入札契約制度検討の考え方

- 水道企業団の事業エリアが県全域となること及び建設業者等の育成の観点から、県の制度に準拠することを基本とする。
- 水道事業に携わる建設業者等の確保の観点から、一部について、独自の制度内容とする。

<育成・確保の視点>

- ・ 技術力の高い建設業者等の育成
- ・ 各地域で漏水等の緊急対応や維持管理業務などを担う建設業者等を確保

2 入札契約制度の主な内容

項目	建設工事関係	測量・建設コンサルタント等業務関係																																												
① 入札参加資格	<ul style="list-style-type: none"> ・ R8年度から水道企業団の入札参加資格者名簿を運用する。(県の入札参加資格の認定を受けていることを要件として入札参加資格審査申請を受付) ・ R11年度からの独自の主観数値の導入を目指し、R8年度統一運用開始時は、客観的事項の審査(経営事項審査等)による客観数値を総合数値とし、評価する。対象は②の6業種+1業務分野とする。 <p>総合数値 = 客観数値 + 主観数値 (主観数値の加算はR11年度から)</p> <p>客観数値: 客観的事項の審査の評点 主観数値: 主観的事項の審査の評点</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主観的事項</th> <th colspan="6">評価対象期間</th> </tr> <tr> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> <th>R11</th> <th>R12</th> <th>R13</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道企業団発注工事・業務成績</td> <td colspan="3">←-----→</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">R11 ・ R12 名簿で 評価</td> <td colspan="2">-----→</td> </tr> <tr> <td>優良表彰回数</td> <td colspan="3">←-----→</td> <td colspan="2">-----→</td> </tr> <tr> <td>指名除外等の契約制限</td> <td colspan="3">←-----→</td> <td colspan="2">-----→</td> </tr> <tr> <td>地域貢献</td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">申請時の取組を確認</td> <td colspan="2">-----→</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">R13 ・ R14 名簿で 評価</td> </tr> </tbody> </table> <p>[凡例] 実線矢印: R11・R12名簿で評価する期間 点線矢印: R13・R14名簿で評価する期間</p> <p>※主観的事項は現在想定している主な項目</p>		主観的事項	評価対象期間						R8	R9	R10	R11	R12	R13	水道企業団発注工事・業務成績	←-----→			R11 ・ R12 名簿で 評価	-----→		優良表彰回数	←-----→			-----→		指名除外等の契約制限	←-----→			-----→		地域貢献		申請時の取組を確認		-----→						R13 ・ R14 名簿で 評価	
主観的事項	評価対象期間																																													
	R8	R9	R10	R11	R12	R13																																								
水道企業団発注工事・業務成績	←-----→			R11 ・ R12 名簿で 評価	-----→																																									
優良表彰回数	←-----→				-----→																																									
指名除外等の契約制限	←-----→				-----→																																									
地域貢献		申請時の取組を確認			-----→																																									
				R13 ・ R14 名簿で 評価																																										
② 登録業者の格付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道事業において利用頻度の高い6業種*については、水道企業団独自に登録業者の格付を行う。 <p>※ 土木一式工事、電気工事、管工事、機械器具設置工事、電気通信工事、水道施設工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ただし、従前の入札状況と相違が大きいなど、統一の格付の適用が適当でない場合は、R10年度末までの経過措置として構成団体での格付を参考に別途定める。 ・ その他の26業種については、広島県建設工事等入札参加資格者名簿における格付をそのまま適用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道事業において利用頻度の高い1業務分野*については、水道企業団独自に登録業者の格付を行う。 <p>※ 土木関係建設コンサルタント業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他の5業務分野については、広島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿における格付をそのまま適用する。 																																												

項目	建設工事関係	測量・建設コンサルタント等業務関係
③ 格付別標準発注金額	<ul style="list-style-type: none"> 統一の格付別標準発注金額により運用を行う。 ただし、従前の入札状況と相違が大きいため、統一の格付別標準発注金額の適用が適当でない場合は、R10年度末までの経過措置として構成団体での格付別標準発注金額を参考に別途定める。(建設工事関係のみ) 	
④ 入札方式	<ul style="list-style-type: none"> 原則、一般競争入札とする。 ただし、請負対象設計金額(以下、設計金額という。)1千万円未満の工事については、工事内容等により、指名競争入札によることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、一般競争入札とする。 ただし、業務内容等により、指名競争入札やプロポーザル方式などの方法を選択できるものとする。
⑤ 総合評価落札方式	<ul style="list-style-type: none"> 価格と品質で総合的に優れた調達を行うため、設計金額が2億円以上(当面の間)の工事について、総合評価落札方式を適用する。(県の適用基準:設計金額5千万円以上) ただし、設計金額2億円未満の工事についても、工事内容等により適用する必要があると判断した場合は、適用できるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 価格と品質で総合的に優れた調達を行うため、設計金額が5千万円以上(当面の間)の業務について、総合評価落札方式を適用する。(県の適用基準:設計金額1千5百万円以上) ただし、設計金額5千万円未満の業務についても、業務内容等により適用する必要があると判断した場合は、適用できるものとする。
⑥ ダンピング対策(低入札価格調査制度)	<ul style="list-style-type: none"> ダンピング受注防止の観点から、設計金額2億円以上(当面の間)の工事について、低入札価格調査制度を適用する。(県の適用基準:すべての工事) ○ 調査基準価格(県制度に準拠) <ul style="list-style-type: none"> 応札者5者以上:入札価格の平均額-標準偏差×1/2(0.5σ) 応札者5者未満:入札価格の平均額×0.95 (設定範囲)建設工事:予定価格の85~92%、測量・建設コンサルタント等業務:予定価格の85~90% ○ 総額失格基準(県制度に準拠) <ul style="list-style-type: none"> 応札者5者以上:入札価格の平均額-標準偏差(1σ) 応札者5者未満:入札価格の平均額×0.9 	
(最低制限価格制度)	<ul style="list-style-type: none"> 設計金額2億円未満の工事について、最低制限価格制度を適用する。 最低制限価格=a+b+c+d(国制度に準拠) <ul style="list-style-type: none"> a:直接工事費×0.97 b:共通仮設費×0.90 c:現場管理費×0.90 d:一般管理費×0.68 	<ul style="list-style-type: none"> 設計金額5千万円未満の業務について、最低制限価格制度を適用する。 最低制限価格[*]=a+b+c+d(国制度に準拠) <ul style="list-style-type: none"> a:直接人件費 b:直接経費 c:その他原価×0.90 d:一般管理費×0.50 ※ 土木関係建設コンサルタント業務の場合
⑦ 予定価格の公表	<ul style="list-style-type: none"> 建設工事における適正な見積り及び競争を促進するため、設計金額2億円以上の工事について、予定価格を事後公表する。(県の適用基準:土木一式工事は設計金額9千万円以上、その他は設計金額1億円以上) 	<ul style="list-style-type: none"> 随意契約を除く、すべての業務について、事前公表する。(県の適用基準:すべての業務)